

(平成21年3月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中央第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 10 月 1 日から 35 年 12 月 30 日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとの回答をもらったが、私は脱退手当金制度を知らず、自分で脱退手当金の請求手続など一切していないため、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 年 6 か月後の昭和 40 年 6 月 14 日に支給されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、2 回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月1日から25年1月16日まで
② 昭和25年2月8日から26年1月18日まで
③ 昭和26年3月15日から27年2月28日まで
④ 昭和27年5月2日から37年9月22日まで

平成6年10月ごろ社会保険事務所へ年金受給手続に行った際、申立期間については脱退手当金が支給済みということを知った。

しかし、私は脱退手当金を受け取っていないので、一日も早く受給していないことを認めていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約11か月後の昭和38年8月27日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和37年11月16日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人は申立期間の脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期から間もなくして国民年金に加入し、約30年の強制加入期間の国民年金保険料を完納していることを踏まえると、当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 9 月 1 日から 39 年 11 月 1 日まで
② 昭和 40 年 12 月 1 日から 41 年 3 月 6 日まで
③ 昭和 42 年 12 月 1 日から 43 年 7 月 1 日まで

社会保険事務所へ行って年金記録を調べてもらったところ、申立期間については脱退手当金として支払済みとのことであったが、受け取った記憶が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の最終事業所における厚生年金保険の加入期間は脱退手当金の請求要件である 24 か月に満たない 7 か月であるとともに、当該事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている脱退手当金の受給要件を満たす申立人以外の女性 8 名のうち、脱退手当金の支給記録がある者は 1 名であることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、異なる番号で管理されている厚生年金保険加入期間について脱退手当金を支給する場合には、番号の重複取消を行った上で支給することとなるが、申立期間①及び②と申立期間③はそれぞれ異なる番号で管理されていたにもかかわらず、重複整理が行われていない上、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び被保険者名簿の申立人の生年月日は誤って記録されており、脱退手当金の裁定請求があれば訂正され

ると考えられるところ、訂正されていない。

さらに、申立人は制度発足時から国民年金に加入しているとともに、脱退手当金が支給決定されたとされる昭和 43 年 12 月 24 日においても国民年金保険料を納付しており、申立期間後も厚生年金保険に再加入するまで国民年金保険料をすべて納付していることから、脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年10月13日から32年8月26日まで
② 昭和32年12月1日から39年1月16日まで

申立期間については、退職直後に事業所を通じて脱退手当金の請求をしたが、その直後に知人の指導を受け手続を取り消しており、脱退手当金は受給していないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1年10か月後の昭和40年11月16日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、退職後に事業所を通じて脱退手当金を請求したものの、直後に請求手続を取り消した理由やその際の状況について具体的に供述しており、手続が取られた社会保険事務所は当該供述のとおり脱退手当金が支給決定される前であれば、返戻扱いとして手続を取り消すことが可能であったと回答しているとともに、申立人の妹や同僚も申立人が手続を取り消した旨の話をしていたと供述していること、申立人は脱退手当金が支給されたこととなっている時期も仕事を続けており、その後間もなく厚生年金保険の被保険者となっていることを踏まえると、資格喪失日から約1年10か月後に申立人が脱退手当金を請求したとも考え難い。

さらに、申立期間の脱退手当金として支給されたとする額は法定支給額

と大幅に相違する。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 12 日から 42 年 4 月 1 日まで
平成 17 年ころ、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給したことになっているのが分かった。
しかしながら、脱退手当金を受け取った記憶は無いし、証書にも脱退印が無いので、今回申立てを行った。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している厚生年金保険被保険者証には、再交付の押印が無く、申立期間に係る事業所で厚生年金保険に加入した際、発行されたものと考えられるところ、脱退手当金を支給した場合、当時の事務処理において、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされていたが、当該厚生年金保険被保険者証にはその表示が無い。

また、申立期間に係る事業所の厚生年金保険を申立人と同時期に資格喪失した者のうち、連絡先が把握できた2名の者から当該事業所における当時の脱退手当金の受給状況について聴取したところ、いずれの者からも事業主による代理請求をうかがうことはできず、社会保険事務所へ行って自分で請求手続したと供述していることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月 1 日から 41 年 8 月 9 日まで
② 昭和 41 年 12 月 8 日から 42 年 1 月 16 日まで
③ 昭和 44 年 5 月 1 日から 45 年 6 月 6 日まで

平成 17 年 3 月、社会保険事務所へ年金額試算の相談に行ったところ、申立期間については脱退手当金が支給されているとの説明を受けたが、私は脱退手当金を請求したことも、もらったことも無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の間にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間である3回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立期間の最終事業所における厚生年金保険の加入期間は脱退手当金の請求要件である24か月に満たない13か月であるとともに、当該事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後6ページに記載されている脱退手当金の受給要件を満たす申立人以外の女性2名は、両名とも脱退手当金の支給記録が無いことを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

さらに、申立期間後の複数の厚生年金保険被保険者期間は、すべて申立期間と同一記号番号で管理されていることを踏まえると、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 2 日から 39 年 12 月 16 日まで
申立期間は脱退手当金を支給されたこととなっているが、当時は金銭的にも余裕があり、脱退手当金を請求した覚えは無く、また、受け取ってもいないので、脱退手当金が支給済みとされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和 39 年 12 月の前後 2 年以内に資格喪失した者 33 名の支給記録を確認したところ、29 名に脱退手当金の支給決定がなされており、そのうち連絡先が把握できた 2 名に聴取したところ、両名とも受給したことを認めているとともに、当時は退職した女性は皆、脱退手当金を一時金として受給していたと思うと証言している。

また、申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から 4 か月後の昭和 40 年 4 月 16 日に支給決定されているほか、被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかぬ。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月15日から35年2月1日まで
申立期間前に勤務していた厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金をもらった記憶はあるが、申立期間の脱退手当金についてはもらった記憶が無いので、支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間以前に勤務した期間については、脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無く、申立期間以前の事業所の退職理由は当時の制度において脱退手当金の支給要件とされた資格喪失事由の結婚・出産にも該当しないほか、脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張は不自然である。

また、申立期間に係る被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和35年7月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さうかがえない。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、昭和48年12月まで厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給すること

に不自然さほうがえない上、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年3月19日から28年4月11日まで
社会保険事務所で照会申出書を提出したところ、申立期間について脱退手当金を受給しているとのことだったが、受け取った記憶が無いので、調査をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人の脱退手当金は昭和28年12月28日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったものであるから、申立期間の事業所を退職後、昭和37年8月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえ無い上、申立期間の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の氏名は、事業所を退職した後に旧姓から新姓に氏名変更されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然であり、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年12月28日から32年8月21日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金として支給済みとのことであった。

しかしながら、私は脱退手当金を受給していないので、よく調べていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1か月後の昭和32年10月2日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間の事業所を申立人の約1か月後に資格喪失し、脱退手当金の受給記録のある女性は、退職の際に事業所から脱退手当金の説明を受け、受給したと供述しており、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立期間の事業所を退職後、再就職する考えが無かった申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生年金 事案 2128

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 21 日から 41 年 12 月 30 日まで
年金記録について年金相談センターで確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給されていると言われたが、私は脱退手当金の請求書に記入した記憶も無いし、受け取った記憶も無いので申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 41 年 12 月の前後 3 年以内に資格喪失した者 14 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、全員について脱退手当金の支給が確認でき、いずれも資格喪失日から約 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、そのうち連絡先が把握できた 2 名は、「事業所が手続してくれた」、あるいは、「事業所から説明を受けて脱退したと思う」と供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月後の昭和 42 年 2 月 24 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退

手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 21 日から 43 年 3 月 31 日まで
申立期間については脱退手当金が支給されているとのことだが、受け取った記憶は無いので、被保険者期間として年金に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には脱退手当金が支給されたことを意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和43年8月5日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、申立期間前の5年を超える厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受給しており、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 6 月 3 日から 41 年 9 月 25 日まで
社会保険事務所に行ったところ、申立期間については脱退手当金が支給されているとのことであったが、私は脱退手当金をもらった覚えは無いので、調べ直していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 41 年 9 月の前後 4 年以内に資格喪失した者 3 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、2 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、いずれも資格喪失日から約 6 か月以内に支給決定がなされている上、そのうち連絡先が把握できた 1 名は、退職時に事業所から脱退手当金の説明を受け、事業所を介して受給したと思うと供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主により代理請求された可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 42 年 1 月 27 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退

手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月 1 日から 39 年 10 月 13 日まで
65 歳になるので社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給された記録になっていることが分かった。
しかし、私は厚生年金保険を脱退しておらず、脱退手当金はもらっていないので、年金として支給してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 4 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 39 年 10 月の前後 2 年以内に資格喪失した者 7 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、6 名について脱退手当金の支給記録が確認でき、いずれも資格喪失日から 3 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を示す「脱」の表示が記されており、上記において脱退手当金の支給記録を調査した者のうち、支給記録が確認できた 6 名の被保険者名簿には、いずれも申立人と同様に「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 39 年 12 月 16 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人は、申立期間の事業所を退職後、国民年金の強制加入期間があるにもかかわらず昭和 54 年 8 月まで国民年金に加入しておらず、

加入後も長期間の未納期間があるなど年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月1日から39年8月21日まで
申立期間については脱退手当金が支給されているとのことだが、手続をした記憶は無いし、受け取った記憶も無いので申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後3ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和39年8月の前後3年以内に資格喪失した者13名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、8名について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち7名がいずれも資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和39年12月16日に支給決定されているほか、被保険者台帳には同年10月22日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立期間後我が国での年金制度に加入歴が無い申立人が脱退手

当金を受給することに不自然さのほうがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年1月10日から58年11月1日まで
② 平成2年11月1日から3年9月1日まで

申立期間①について、A社入社時から、給与は22万円であったが、社会保険庁の標準報酬月額は16万円と記録されている。申立期間②について、B社における社会保険庁の記録は標準報酬月額が24万円から18万円へ減額されているが、退職するまで給与額が下がったことは無い。両社は従業員の報酬月額を実際の給与よりも低い額で届け出ていると思われるが、私の給与からは、実際の給与額に見合う正しい保険料控除がされていたはずなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社入社時に前の会社の給与と同額を希望し、社長から了承されたため、当然、その額が給与として支給されていたことから、それに基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたはずであると供述している。一方、同社の代表者は、従業員へ支給した給与額を基に報酬月額を社会保険庁へ届け出ているため、同庁の記録に見合う給与を支給しており、厚生年金保険料控除額は、同庁が記録している標準報酬月額から算出された金額であると供述している。このことに関し、申立人の同僚から提出された当時の給与明細書によると、給与支給額は同庁の標準報酬月額の記録よりも一貫して高額であることが確認できるが、その厚生年金保険料の控除額については、同庁が記録している標準報酬月額から算出された保険料額であり、実際の給与額から算出された保険料額でないことが確認できる。さらに、他の同僚によれば、当時、給与明細書の保険料控除額に疑問を抱き、

会社へ問い合わせたところ、従業員全員について、実際の支給額よりも低い金額で報酬月額届出を行い、その額に基づいた保険料を給与から控除している旨の回答があったと供述している。

申立期間②について、申立人は、当該期間において、給与額が下がった記憶は無く、当然厚生年金保険料も減額前の標準報酬月額から算出した保険料を給与から控除されていたはずであると供述している。一方、B社の代表者（A社の代表者と同じ）によると、同社はA社と同住所、同業種で、経理方法も同じであり、B社の従業員に対してもA社と同様に社会保険庁が記録している標準報酬月額から算出された厚生年金保険料を控除していたと供述している。

これらのことから、申立期間①及び②において、両社では、従業員に支払った給与支給額よりも低い額の報酬月額を社会保険事務所へ届け出ることが常態となっていたと推認されるが、厚生年金保険料については、標準報酬月額から算出した額を従業員の給与から控除していたと認められる。このため、仮に、申立人が申立てどおりの給与を両社から支給されていたとしても、その額に見合う厚生年金保険料をそれぞれの給与から控除されていたとは認められない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。